

生駒市規則第 1 1 号

生駒市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 0 年 5 月 3 0 日

生駒市長 山下 真

生駒市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市男女共同参画推進条例施行規則（平成 2 0 年 2 月生駒市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条を第 1 8 条とし、第 1 5 条の次に次の 2 条を加える。

（補助執行）

第 1 6 条 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 2 の規定により、男女共同参画に関する事務を生駒市教育委員会事務局の職員に補助執行させるものとする。

（男女共同参画プラザ）

第 1 7 条 条例第 1 2 条に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制として、生駒市教育委員会事務局に生駒市男女共同参画プラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

2 プラザの所在地は、生駒市元町 1 丁目 6 番 1 2 号とする。

3 プラザは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 苦情等の申出に関すること。

(2) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供に関すること。

(3) 男女共同参画社会の実現を目指す団体等の交流活動の支援に関すること。

(4) 男女共同参画社会の実現のための講座及び研修会に関すること。

(5) その他男女共同参画の推進に関する事。

4 プラザの休日は、12月27日から翌年の1月5日までの日及び月曜日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条の次に2条を加える改正規定（第17条第4項に係る部分に限る。）は、平成20年7月1日から施行する。